

本規範依律師法第十五條第二項規定訂定之。

（註釋）

1. 立法沿革

- （1）民國 72 年律師規範第 1 條：律師應以崇尚法治、保障人權、實現社會正義為職志。
- （2）民國 84 年律師倫理規範第 1 條：同現行條文。
- （3）民國 95 年律師倫理規範第 1 條：同現行條文。

2. 立法意旨

律師自治雖為律師制度發揮功效所不可或缺之公法上制度，惟為兼顧律師素質與能力真能回應國民需求與律師使命，律師法第 15 條第 2 項乃授權律師自治團體自行訂定規制律師職務行為之「律師倫理規範」，並於本條明示律師倫理規範制定之授權依據。

3. 解釋適用

按律師自治之內容，包含由律師自治團體自行制定、備置具實效性之自律規範，期能在擴大自治基礎之同時，亦能藉由自律規範之解釋與執行以確保律師職務行為之適正（詳本規範前言之註釋），為此律師法乃於第 15 條第 2 項明文規定「全國律師公會聯合會應訂立律師倫理規範，提經會員代表大會通過後，報請法務部備

查」，授予中華民國律師公會全國聯合會制定律師倫理規範之權責，另在律師倫理規範解釋之實務上，法務部亦尊重由中華民國律師公會全國聯合會享有解釋之權限，是在律師倫理規範之制定、解釋與執行上，中華民國律師公會全國聯合會不論係基於律師自治之制度性保障或律師法第 15 條第 2 項規定之授權，均具有等同或類似於行政機關行使公權力之角色（並詳釋字第 269 號、第 382 號及第 462 號解釋）。在此認識下，律師倫理規範應為（準）行政機關（中華民國律師公會全國聯合會）依法律（律師自治制度與律師法第 15 條）授權所制定之實效性規範。

比較法上，亦有類同於我國律師法第 15 條第 2 項之相關規定，如日本弁護士法第 46 條及第 33 條第 2 項第 7 款即規定日本弁護士連合会（下稱日弁連）應制定會規，並應於會規中揭示律師道德暨其他維繫會員綱紀之規定，日弁連乃據以於 2004 年制定「弁護士職務基本規程」（第 70 號會規），並於 2005 年 4 月 1 日施行，且律師執行職務違反弁護士職務基本規程而情節重大者，依弁護士法第 56 條規定應受懲戒，可知弁護士職務基本規程應為弁護士法授權日弁連制定以規制律師職務行為之實效性規範。

（ 相關懲戒案例 ）

無。

（ 相關法規與函釋 ）

1. 律師法第 15 條：「律師公會應訂立章程，報請所在地地方法院檢察署層轉法務部及所在地社會行政主管機關備案；章程有變更時，亦同（第 1 項）。全國律師公會聯合會應訂立律師倫理規範，提經會員代表大會通過後，報請法務部備查（第 2 項）。」

— (参考立法例)

1. 日本弁護士法第 46 條（会則）：「日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない（第 1 項）。日本弁護士連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない（第 2 項）：一、第三十三条第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項。二、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しに関する規定。三、綱紀審査会に関する規定。」
2. 日本弁護士法第 33 條（会則）：「弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない（第 1 項）。弁護士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない（第 2 項）：一、名称及び事務所の所在地。二、会長、副会長その他の会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定。三、入会及び退会に関する規定。四、資格審査会に関する規定。五、会議に関する規定。六、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しの請求の進達並びに第十三条の規定による登録取消の請求に関する規定。七、弁護士道德その他会員の綱紀保持に関する規定。八、懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定。九、無資力者のためにする法律扶助に関する規定。十、官公署その他に対する弁護士の推薦に関する規定。十一、司法修習生の修習に関する規定。十二、会員の職務に関する紛議の調停に関する規定。十三、建議及び答申に関する規定。十四、営利業務の届出及び営利業務従事弁護士名簿に関する規定。十五、会費に関する規定。十六、会計及び資産に関する規定。前項に掲げる事項を変更するときは、日本弁護士連合会の承認を受けなければならない（第 3 項）」

(參考文獻)

無。